



号外	発行所 岡山大学職員組合
2017年	〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
5月8日	電話 086-252-1111 (代) 7168 (内線)
	直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

5/8 有期雇用職員の雇用年限に関する質問書を提出しました



日頃から岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、有期雇用職員の最大雇用期限5年に関する要求書(その3)に対する3月21日付回答書において「事務・技術職等の定型的・補助的業務に従事する非常勤職員についても5年超えの対象とする」との回答があったことは岡山大学の英断に敬意を表するところです。ただ、この回答だけでは具体的な詳細について不明な点がありますので以下の点について質問をいたします。回答は5月31日までお願いいたします。

1. 「事務・技術職等の定型的・補助的業務に従事する非常勤職員」とは具体的にどの部署、どの職種の方々を対象となりますか？ 学部、学科あるいは研究室で仕事をしている非常勤職員は対象になりますか？
2. 3月22日の経営評議会資料によれば、「非常勤職員のうち外部資金や使途が限定された運営費交付金により雇用されているものは原則として対象外」との文言がありますが、「原則として」ということは「例外もある」ということだと考えます。現段階でどのような場合を例外として想定されておられるのでしょうか？
3. 同資料によれば、5年超えの対象者を拡大することによる予算増を2000万と見積もられているようですが、それは具体的に何人の非常勤職員を5年超えとすることを想定した試算ですか？
4. 同資料の中に「勤務成績不良職員は有期雇用期間中の勤務状況で適切に見極める」とありますが、具体的にはどのように見極める予定ですか？
5. 有期雇用期間中の勤務状況に問題がない非常勤職員が5年超えの契約をなされる場合には試験等が課されることなく契約されますか？
6. 岡山大学の非常勤職員就業規則第8条には5年を超えて雇用された有期雇用職員の契約期間は無期となるとの文言がありますが、5年超えて契約された非常勤職員は本人からの特段の申し出がなくても無期雇用となりますか？
7. 2018年3月には契約期間が5年に達する非常勤職員が多数いますが、5年を超えての契約を行うための手続きはどのようなスケジュールで進められる予定ですか？ 特に該当するご本人にはいつどのように知らされる予定ですか？

以上

今後は個々の非常勤職員の処遇に関する団体交渉も視野に入れて活動していく予定です。非常勤職員の方も一人でも多く組合にお入りください。お待ちしております。組合加入は、下記にご記入の上、各単組役員に、または学内便にて職員組合にお送りください。



有期雇用職員の方の加入が増えています。もっと仲間を増やしましょう！



..... きりとり

岡山大学職員組合加入申込書 (組合事務所宛に提出してください。)

岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。

氏名: _____ 性別: 男・女

所属: _____ 連絡先: (内線・Eメールなど)

